

令和 7 年度 埼玉県北部地域県・市町村

不動産共同公売広報

公 売 日:令和 7 年 1 0 月 2 3 日 (木)

公売会場:埼玉県熊谷地方庁舎
4 階 大会議室

<お問合せ先>

〒 3 6 7 - 0 0 2 6

本庄市朝日町 1 - 4 - 6

埼玉県本庄県税事務所
納税・個人県民税対策担当

電話 : 0 4 9 5 - 2 2 - 5 6 7 5

目 次

公売の日時及び場所等	1
公 売 財 産 一 覧 表	2
公売財産のお問合せ先	2
公 売 財 産 明 細 書	3
入 札 さ れ る 方 へ	23
公 売 参 加 の 方 法	24
公 売 日 の 入 札 手 順	28
入 札 書 （ 記 載 例 ）	29
委任状（参考書式）	31
陳述書（参考書式）	33

公売の日時及び場所等

開 場	令和7年10月23日（木）13時00分
入 札 の 日 時	令和7年10月23日（木）13時30分～14時00分
開 札 の 日 時	令和7年10月23日（木）14時01分～
売却決定の日時	令和7年11月13日（木）10時00分
代金納付期限	令和7年11月13日（木）14時00分
入 札 会 場	埼玉県熊谷市末広3-9-1 埼玉県熊谷地方庁舎4階 大会議室
売却決定及び 代金納付場所	各公売財産を担当する県税事務所、市役所、町村役場

※受付の混雑緩和のため、開場時間を早める場合があります。

※売却決定の日時まで、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び代金納付期限が変更されます。

※入札の説明は、公売当日の入札開始前に行います。

【入札会場案内】

最寄り駅：熊谷駅（JR高崎線） 北口から徒歩約15分



公 売 財 産 一 覧 表

売却区分 番 号	見積価額	財産種別	財産所在地	その他 事 項	ページ
	公売保証金				
北－１	1,420,000	土地 (宅地)	児玉郡神川町大字植竹字後乙 １００５番６	非課税財産	３
	150,000				
北－２	1,560,000	土地 (雑種地)	児玉郡神川町大字元阿保 字新堀北１１０６番１１	非課税財産	７
	160,000				
北－３	1,020,000	土地 (雑種地)	児玉郡神川町大字熊野堂 字前圃４４番４	非課税財産	11
	110,000				
北－４	15,400,000 円	土地（畑）	深谷市上柴町西七丁目 １０番１２	非課税財産	15
	1,540,000 円				
北－５	3,500,000 円	土地 (宅地)	深谷市国済寺字大塚西１１０番 １【国済寺２８街区４画地】	非課税財産	19
	350,000 円				

公売財産のお問合せ先

- １ 入札方法等共同公売の全般的な事項については、次の機関にお問い合わせください。

埼玉県本庄県税事務所 納税・個人県民税対策担当

電話：０４９５－２２－５６７５（直通）

- ２ 各公売財産の詳細な情報については、下表の担当機関に直接お問い合わせください。

売却区分番号	担当機関名	担当課所名	連絡先
北－１～３	神川町役場	税務課	0495-77-2116 (内線 244)
北－４～５	深谷市役所	収税課	048-571-1211 (内線 2133)

公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	北 - 1	見 積 価 額	1 , 4 2 0 , 0 0 0 円
		公売保証金	1 5 0 , 0 0 0 円

（土地の表示）

所在 神川町大字植竹字後乙

地番 1 0 0 5 番 6

地目 宅地

地積 1 8 4 . 1 2 m²

以上登記簿による表示

財産の状況

1 公法上の規制等

都市計画法上、非線引都市計画域内の用途無指定地域で、建ぺい率 6 0 %、容積率 2 0 0 % である。

2 接道状況

接面道路は、北東は幅員 6 m 舗装町道（町道 3278 号線）、北西は幅員 4 m 舗装町道（町道 3720 号線）にそれぞれ接面している。

3 物件の状況

（ 1 ）北東側町道接面間口は約 1 6 m、北西側町道接面間口は 1 2 m であり、北東側町道とは高低差が約 + 0 . 3 m、北西側町道とは等高のほぼ長方形の平坦地である。

（ 2 ）上水道は引込み可能だが、公共下水道、農業集落排水及び都市ガスは未整備となっている。

（ 3 ）埋蔵文化財包蔵地には該当しない。

4 最寄駅

JR八高線丹荘駅 南方約1.0km（道路距離）

5 注意事項

- （１）公売財産の面積等は公簿上による。公売財産について、予めその現況及び関係公簿等を確認したうえで入札すること。
- （２）隣地との境界確定は、隣地所有者とそれぞれ協議すること。
- （３）公売財産は、落札者が買受代金を納付した時の状況（現況有姿）で権利移転する。ただし、神川町は不動産登記上の権利移転のみを行い、公売財産の引渡しの義務を負わない。
- （４）公売財産内部の動産類やゴミの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で行うこと。
- （５）土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていない。また、廃棄物等の埋設の有無についても調査を行っていない。
- （６）買受人の制限（国税徴収法第92条）及び公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条第1項）に該当する者は、公売財産を買い受けることはできない。
- （７）危険負担については、買受人が買受代金を納付した時点で、買受人に危険負担が移転する。したがって、その後に発生した財産の破損、盗難及び消失等による損害の負担は、買受人が負うことになる。
- （８）権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税等）は買受人の負担となる。
- （９）神川町は、公売財産の種類または品質に関する不適合についての担保責任等を負わない。

その他事項

非課税財産

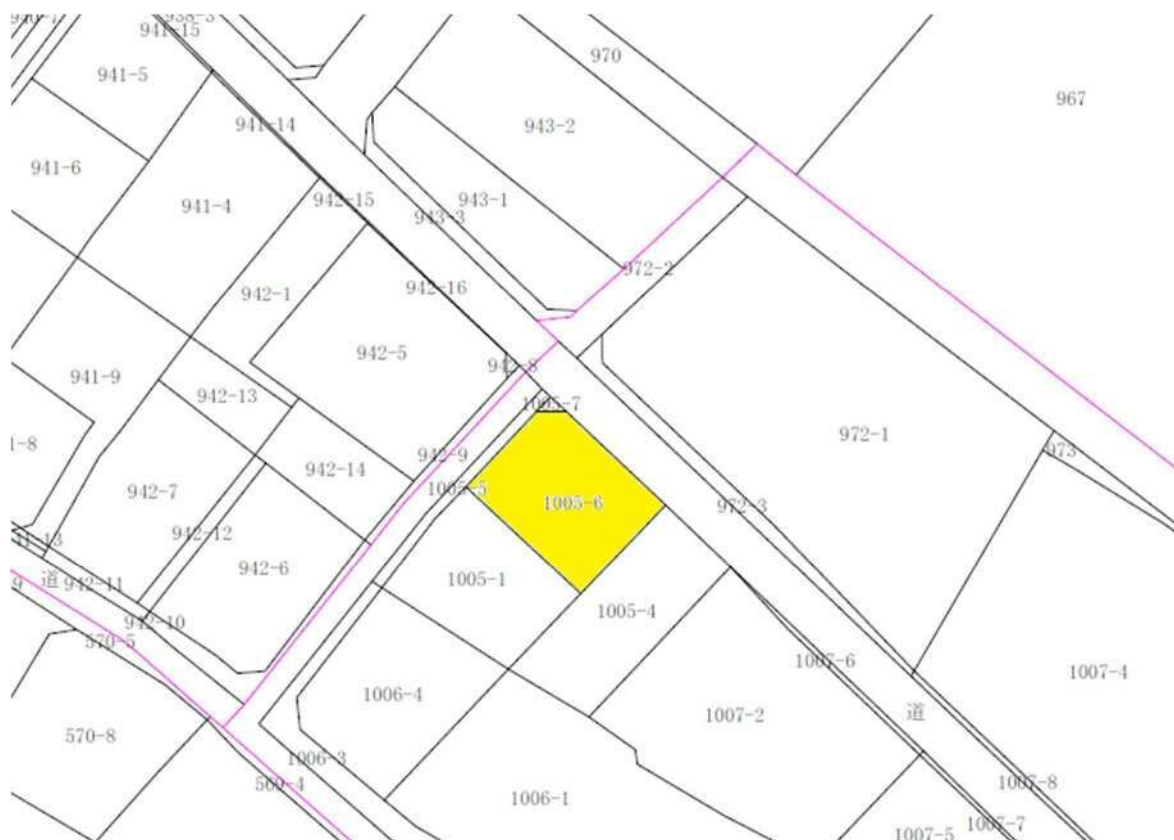
売却区分番号

北 - 1

[所在図]



[見取図]



[間取図]

[写真①北側]



[写真②西側]



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番号	北 - 2	見積価額	1,560,000円
		公売保証金	160,000円

(土地の表示)

所在 神川町大字元阿保字新堀北

地番 1 1 0 6 番 1 1

地目 雜種地

地積 1 9 8 m²

以上登記簿による表示

財産の状況

1 公法上の規制等

都市計画法上、非線引都市計画域内の用途無指定地域で、建ぺい率60%、容積率200%である。

2 接道状況

接面道路は、北側の幅員 5.3 m 舗装町道（町道 2048 号線）に接面している。

3 物件の状況

- (1) 間口約 1 3 m、奥行約 1 5 m のほぼ長方形の平坦地である。
- (2) 上水道は引込み可能だが、公共下水道、農業集落排水及び都市ガスは未整備となっている。
- (3) 埋蔵文化財包蔵地には該当しない。
- (4) 本物件上には、樹木及び雑草が繁茂している。

4 最寄駅

JR八高線丹荘駅 東方約1.45km（道路距離）

5 注意事項

- （１）公売財産の面積等は公簿上による。公売財産について、予めその現況及び関係公簿等を確認したうえで入札すること。
- （２）隣地との境界確定は、隣地所有者とそれぞれ協議すること。
- （３）公売財産は、落札者が買受代金を納付した時の状況（現況有姿）で権利移転する。ただし、神川町は不動産登記上の権利移転のみを行い、公売財産の引渡しの義務を負わない。
- （４）公売財産内部の動産類やゴミの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で行うこと。
- （５）土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていない。また、廃棄物等の埋設の有無についても調査を行っていない。
- （６）買受人の制限（国税徴収法第92条）及び公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条第1項）に該当する者は、公売財産を買い受けることはできない。
- （７）危険負担については、買受人が買受代金を納付した時点で、買受人に危険負担が移転する。したがって、その後に発生した財産の破損、盗難及び消失等による損害の負担は、買受人が負うことになる。
- （８）権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税等）は買受人の負担となる。
- （９）神川町は、公売財産の種類または品質に関する不適合についての担保責任等を負わない。

その他事項

非課税財産

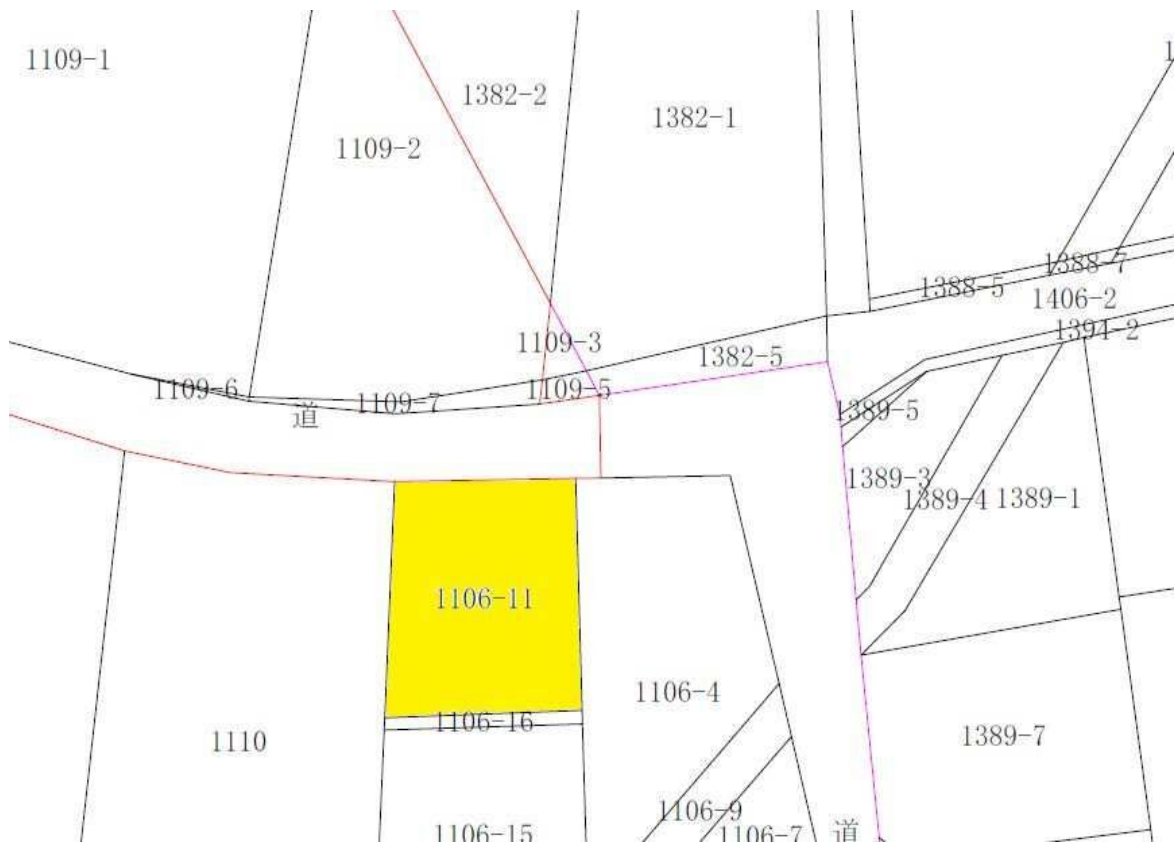
売却区分番号

北 - 2

[所在図]



[見取図]



[間取図]

[写真①北側]



[写真②北西側]



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	北 - 3	見 積 価 額	1 , 0 2 0 , 0 0 0 円
		公売保証金	1 1 0 , 0 0 0 円

不動産の表示（登記簿の表示による）

（土地の表示）

所在 神川町大字熊野堂字前圃

地番 4 4 番 4

地目 雑種地

地積 1 5 8 m²

以上登記簿による表示

財産の状況

1 公法上の規制等

都市計画法上、非線引都市計画域内の用途無指定地域で、建ぺい率 6 0 %、容積率 2 0 0 % である。

2 接道状況

接面道路は、西側の幅員 5 m 舗装町道（町道 2 0 8 5 号線）に接面している。

3 物件の状況

（1）間口約 7 . 5 m、奥行約 1 8 . 8 m のほぼ長方形の平坦地である。

（2）上水道は引込み可能だが、公共下水道、農業集落排水及び都市ガスは未整備となっている。

（3）埋蔵文化財包蔵地には該当しない。

4 最寄駅

JR八高線丹荘駅 東方約2.0km（道路距離）

5 注意事項

- （１）公売財産の面積等は公簿上による。公売財産について、予めその現況及び関係公簿等を確認したうえで入札すること。
- （２）隣地との境界確定は、隣地所有者とそれぞれ協議すること。
- （３）公売財産は、落札者が買受代金を納付した時の状況（現況有姿）で権利移転する。ただし、神川町は不動産登記上の権利移転のみを行い、公売財産の引渡しの義務を負わない。
- （４）公売財産内部の動産類やゴミの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で行うこと。
- （５）土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っていない。また、廃棄物等の埋設の有無についても調査を行っていない。
- （６）買受人の制限（国税徴収法第92条）及び公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条第1項）に該当する者は、公売財産を買い受けることはできない。
- （７）危険負担については、買受人が買受代金を納付した時点で、買受人に危険負担が移転する。したがって、その後に発生した財産の破損、盗難及び消失等による損害の負担は、買受人が負うことになる。
- （８）権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税等）は買受人の負担となる。
- （９）神川町は、公売財産の種類または品質に関する不適合についての担保責任等を負わない。

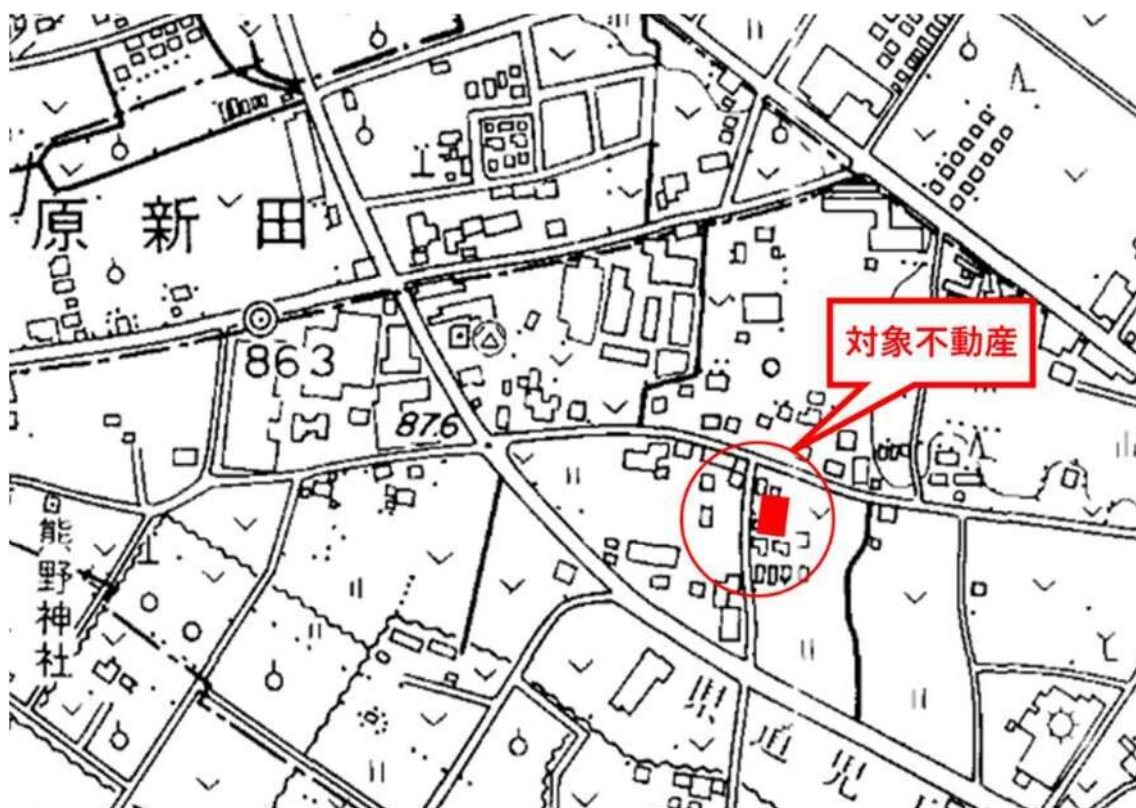
その他事項

非課税財産

売却区分番号

北 - 3

[所在図]



[見取図]



[間取図]

[写真①西側]



[写真②南西側]



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	北－ 4	見 積 価 額	15, 400, 000 円
		公 売 保 証 金	1, 540, 000 円
不動産の表示（登記簿の表示による） （土地の表示） 1 所 在 深谷市上柴町西 7 丁目 地 番 1 0 番 1 2 地 目 畑 地 積 8 4 5 . 0 0 m ²			

財産の状況

1 公法上の規制等

本物件は、市街化区域内であり、第一種中高層住居専用地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）に指定されている。

2 接道状況

接面道路は、南側の市道（F-236号）に接面、認定幅員 6mである。

3 物件の状況

- （1）上下水道ともに敷地内に引込みあり。
- （2）埋蔵文化財包蔵地の指定地域外である。
- （3）火事により大半が焼失した木造の居宅あり（未登記）。
- （4）鉄骨造の倉庫 84.96 m²あり（未登記）。
- （5）上記（3）（4）の内部および敷地内に残置物あり。
- （6）雑草・雑木あり。

4 最寄り駅

J R 高崎線深谷駅から南東に約 2,100m（道路距離）

5 注意事項

- （1）深谷市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負わない。
- （2）深谷市は不動産登記上の権利移転のみを行い、公売財産の引渡義務は負わない。
- （3）本物件内の動産、ごみ、埋設物やその他の残置物等の撤去等は買受人自身の責任及び費用で行う必要がある。
- （4）本物件について、土壌汚染等に関する専門的な調査は行っていない。
- （5）本物件は農地であり、公売参加には深谷市農業委員会が交付する買受適格証明書（申請後 10 日から 2 週間程で発行）の提出を要するため、入札日に持参する必要がある。また、農地法の適用関係については、事前に深谷市農業委員会に確認が必要となる。

その他事項

非課税財産

売却区分番号

北-4

【所在図】

地理院地図

GSI Maps



【見取り図】



売却区分番号

北－４

【写真１（南東側）】



【写真２（南西側）】



公売財産明細書（不動産）

売却区分 番 号	北－ 5	見 積 価 額	3,500,000 円
		公 売 保 証 金	350,000 円
不動産の表示（登記簿の表示による） （土地の表示） 1 所 在 深谷市国済寺字大塚西 地 番 1 1 0 番 1 【国済寺 2 8 街区 4 画地】 地 目 宅地 地 積 9 1 . 0 0 m ²			

財産の状況

1 公法上の規制等

本物件は、市街化区域内であり、第一種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）に指定されている。

2 接道状況

接面道路は、東側の市道（建築基準法第 4 2 条 1 項 4 号 指定年月日：平成 1 7 年 1 月 3 1 日 指定番号：第 2 号）に接面、認定幅員 6m である。

3 物件の状況

- （1）上水道は接面道路に布設、下水道は敷地内に引込みあり。
- （2）埋蔵文化財包蔵地の指定地域外である。
- （3）敷地内に雑草・雑木あり。

4 最寄り駅

J R 高崎線深谷駅から東に約 1, 000m（道路距離）

5 注意事項

- （1）深谷市は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負わない。
- （2）深谷市は不動産登記上の権利移転のみを行い、公売財産の引渡義務は負わない。
- （3）本物件内の動産、ごみ、埋設物の撤去等は買受人自身の責任及び費用で行う必要がある。
- （4）本物件について、土壌汚染等に関する専門的な調査は行っていない。

その他事項

非課税財産

売却区分番号

北-5

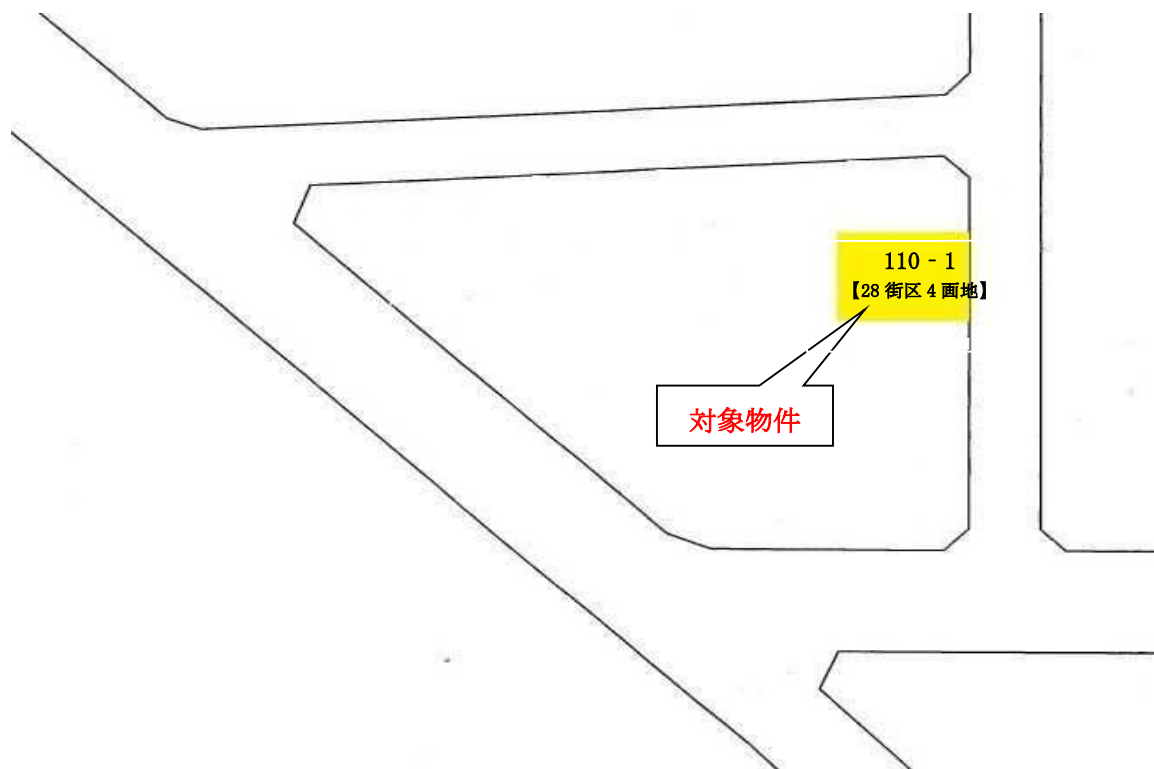
【所在図】

地理院地図

GSI Maps



【見取り図】



売却区分番号

北－5

【写真1（南東側）】



【写真2（北東側）】



入 札 さ れ る 方 へ

- 1 公売参加の手續等については、次ページ以降の「公売参加の方法」を御覧ください。
- 2 公売財産の内容については、「公売財産明細書」（P 3 ～）を御覧ください。
- 3 入札当日には、次のものを御持参ください。

（１）公売保証金（現金又は銀行振出しの小切手）

※ 使用できる小切手は、その財産の公売を担当する市町に事前に御確認ください。

（２）収入印紙 2 0 0 円（売却区分番号ごとに必要）

営利法人又は個人の不動産業者として参加した方が、公売保証金の返還を受けるときに必要になります。

（３）買受適格（者）証明書

公売財産が農地の場合に必要です。

（４）委任状

代理人が入札する場合に必要です。委任の事実を確認する必要がある場合においては、本人に電話で確認する場合があります。御了承ください。

また、提出時には、代理人の本人確認を行いますので、運転免許証等を持参ください。

（５）暴力団員等に該当しない旨の陳述書

入札までに陳述書の提出が確認できない場合、入札をすることができません。

※ 字体は鮮明に、インク又はボールペンで御記入ください。なお、印字されたもの又はゴム印等でも差し支えありません。

（６）法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）（原本）

入札者（買受申込者）又は自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）が法人の場合、発行後 3 か月以内の原本の提出が必要です。

（７）宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証（写し）

入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合、その許認可等を受けたことを証明する文書の写しの提出が必要です。

- 4 公売を中止する場合がありますので、入札前に必ず御確認ください。

問合せは、各公売実施機関へお願いします。

（「公売財産の問合せ先」（P 2）を御覧ください。）

公 売 参 加 の 方 法

1 入札

- (1) 入札に際しては、あらかじめ公売財産を現地で確認し、登記簿を閲覧するなどした上で入札してください。
- (2) 入札者は所定の入札書により、売却区分の番号ごとに入札してください。
- (3) 今回の公売財産は、売却区分番号「北－１、北－２、北－３、北－４、北－５」は非課税財産です。

(参考)

「非課税財産」とは、消費税法別表第二（第６条関係）に掲げる財産をいい、「課税財産」とは、それ以外の財産をいいます。また、「混在財産」とは、「非課税財産」と「課税財産」の双方を含む財産をいいます。

- (4) 入札書を書き損じたときは、訂正や抹消をしないで新しい入札書を使用してください。
なお、入札書には、個人にあっては住民登録上の住所・氏名を、法人にあっては商業登記簿上の所在地・商号を記載してください。
- (5) 一度提出した入札書は、入札時間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- (6) 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する委任状を提出してください。
- (7) 共同入札をする方は、入札書に共有者全員の住所・氏名を連署し、それぞれの持分を記載してください。
- (8) 同一人が、同一の売却区分番号について、２枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。
- (9) 次の要件に該当する方は、公売財産を買い受けることができません。
 - ア 買受人の制限（国税徴収法第９２条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第１０８条）等により買受人となることができない者
 - イ 公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合で、これらの資格等を有しない者

2 公売保証金の納付

公売保証金の納付を要する財産については、公売保証金を納付した後でなければ入札できません。

公売保証金は、現金又は銀行が振り出した小切手（使用できる小切手は、その財産の公売を担当する市町に事前に御確認ください。）で入札を行う前に公売会場で納付してください。

ただし、小切手の場合は、振出日が納付日から遡って７日以内であるものとしてください。

なお、実施機関により一部取扱いが異なる場合がありますので各実施機関へ確認してください。

3 暴力団員等に該当しない旨の陳述書の提出

国税徴収法第99条の2に基づき、以下のいずれにも該当しない旨の陳述書を提出しなければ入札できません。また、自己の計算において入札をさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙を併せて提出する必要があります。

- (1) 入札者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 自己の計算において入札をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること。

陳述書の記入に当たり、字体は鮮明に、インク又はボールペンで御記入ください。印字されたもの又はゴム印等でも差し支えありません。

なお、入札者又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等（※入札する日において発行後3か月以内のもの））を提出する必要があります。

また、入札者又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証する書面（宅地建物取引業の免許証（※有効期限内のもの）又は債権管理回収業の許可証）の写しを併せて提出する必要があります。

4 開札の方法

開札は、入札者の立会いの上で行います。

ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立会って開札します。

5 最高価申込者の決定

公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ最高の価額である入札者を最高価申込者として決定します。

6 次順位買受申込者の決定

- (1) 売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価申込者に次ぐ入札をした方から買受の申込みがあるときは、その方を次順位買受申込者として決定します。

ただし、その入札価額は最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上でなければなりません。

なお、次順位買受申込者が2人以上あるときは、「くじ」で決定します。

- (2) 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、原則として代金納付期限までは返還できません。

7 再度入札

再度入札は行いません。

8 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2人以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行って最高価申込者を決定します。

追加入札の価額がなお同額のときは、「くじ」により最高価申込者を決定します。

9 公売保証金の返還

- (1) 最高価申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、入札終了の告知後に返還します。

ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。

- (2) 公売保証金の返還を受ける者は、公売保証金返還請求書に金額・住所・氏名を記入し、請求してください。

なお、公売保証金の返還を受ける者が、営利法人又は個人の不動産業者等である場合は、200円の収入印紙が必要です。

10 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、各公売実施機関の公告で定める場所において最高価申込者に対して行います。

また、次順位買受申込者に対して行う場合の売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日に行います。

なお、公売財産が消費税法上の「課税財産」、「非課税財産」、「混在財産」のいずれの場合も入札書の「入札価額」欄に記載された金額で売却決定します。

※ 最高価申込者等について、国税徴収法第106条の2に基づく調査の嘱託を行います。売却決定の日時まで、最高価申込者等が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されます。

11 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに、買受代金の全額を、現金又は銀行が振り出した小切手（使用できる小切手は、その財産の公売を担当する県税事務所又は市町に事前に御確認ください。）で納付してください。

ただし、小切手の場合は、振出日が納付日から遡って7日以内であるものとしてください。

実施機関により一部取扱いが異なる場合がありますので、各実施機関へ確認してください。

なお、次順位買受申込者が売却決定を受けた場合は、売却決定の日から起算して7日を経過した日が納付期限となります。

具体的な手続き等は、公売終了後に説明します。

12 権利移転に伴う費用

権利移転に伴う費用（所有権移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は、買受人の負担となります。

13 権利移転の手続

公売財産の所有権移転の登記手続きは、買受人の請求により、その財産の公売を担当する市町が行います。

買受人は、買受代金の納付後、所有権移転登記請求書に住民票等の必要書類を添えて提出してください。

なお、公売財産が農地等である場合は、農業委員会等が発行する権利移転の許可書等が必要です。

14 最高価申込者等決定の取消し

以下の場合に、最高価申込者等の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は最高価申込者に移転しません。

- (1) 売却決定前に、公売財産に係る差押徴収金（県税・市町村税）について完納の事実が証明されたとき（公売保証金は返還します。）
- (2) 最高価申込者等に国税徴収法第108条第2項の規定が適用された場合
- (3) 最高価申込者等に国税徴収法第108条第5項の規定が適用された場合

15 売却決定の取消し

次に該当する場合は、その売却決定を取り消します。

- (1) 買受人が買受代金を納付する前に、公売財産に係る県税・市町村税について完納の事実が証明されたとき（公売保証金は返還します。）
- (2) 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しなかったとき
- (3) 国税徴収法第108条第2項の規定に該当したとき

16 公売保証金の帰属等

買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その買受人が納付した公売保証金は、その公売に係る県税・市町村税に充当され、なお残余があるときは滞納者に交付します。

また、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、県・市町に帰属します。

17 買受申込等の取消し

買受代金の納付期限前に、滞納者等から不服申立等があった場合には、最高価申込者及び次順位買受申込者並びに買受人は、不服申立等による滞納処分の続行の停止がされている間は、入札又は買受けを取り消すことができます。

18 権利移転等の時期

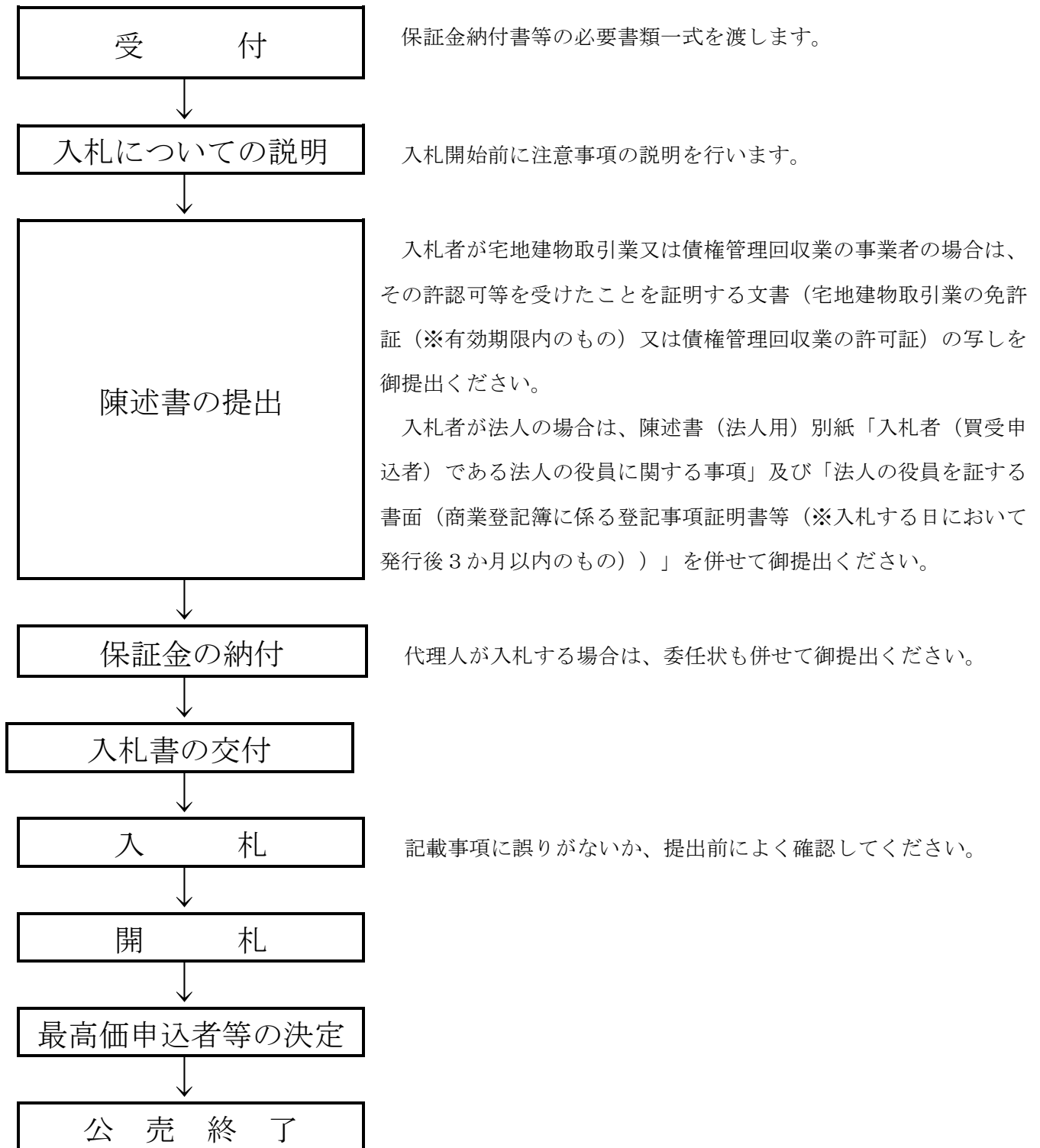
買受人は、買受代金の全額を納付した時に、公売財産の権利を取得します。

したがって、買受代金納付後に生じた財産の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

また、各公売実施機関は財産の引渡し義務を負いません。

なお、農地については、農業委員会の許可があったときに移転することになります。

公 売 日 の 入 札 手 順



- ◎ 公売終了後、最高価申込者及び次順位買受申込者の方には、権利移転関係の説明を行います。
- ◎ 公売終了後、最高価申込者及び次順位買受申込者以外の方には、公売保証金を返還します。

入札書（記載例）

入 札 書																		
〇 〇 市 長 宛て				令和 7 年 1 0 月 2 3 日														
① ※太枠内のみ記載してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">入 札 者</td> <td style="text-align: center;">本 人</td> <td style="padding: 5px;">住所又は所在地</td> <td style="padding: 5px;">埼玉県秩父市東町〇〇－〇〇</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">氏名又は名称</td> <td style="padding: 5px;">秩父 太郎</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td style="text-align: center;">代 理 人</td> <td style="padding: 5px;">住 所</td> <td style="padding: 5px;">代理人が入札する場合は、</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> <td style="padding: 5px;">代理人の住所・氏名を記載してください</td> </tr> </table> * 法人の場合は、「本人 氏名又は名称」欄に、その名称及び代表者氏名を記載してください。					入 札 者	本 人	住所又は所在地	埼玉県秩父市東町〇〇－〇〇		氏名又は名称	秩父 太郎		代 理 人	住 所	代理人が入札する場合は、		氏 名	代理人の住所・氏名を記載してください
入 札 者	本 人	住所又は所在地	埼玉県秩父市東町〇〇－〇〇															
		氏名又は名称	秩父 太郎															
	代 理 人	住 所	代理人が入札する場合は、															
		氏 名	代理人の住所・氏名を記載してください															
公売公告第〇号に基づいて下記のとおり入札します。 ②																		
売却区分	財 産 の 名 称	数 量	入 札 価 額															
北－1	土地（宅地）又は 建物 △△市〇〇 ××丁目□－□		¥ 百 1	千 0	0 0	円 0												

※入札金額の頭部には、「¥」又は「金」を付けてください。

注意事項

- 1 入札書は、売却区分ごとに別紙にしてください。
- 2 字体は鮮明にインク又はボールペンで書いてください。
- 3 数人が共同して入札する場合には、その旨を明記し、裏面の共同入札持分内訳書に共同入札者各人の住所及び氏名を連署してください。また、各人の持分についても同入札者持分内訳書に記入してください。
- 4 入札に先だって、陳述書を提出してください。
- 5 代理人が入札する場合は、入札に先だって代理権限を証する委任状を提出してください。
- 6 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
- 7 書き損じたときは、訂正をしないで新たな入札書用紙を請求して書き直してください。
- 8 架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
- 9 公売財産は、課税財産、非課税財産、混在財産のいずれの場合も、入札書の「入札価額」欄に記載された金額をもって売却決定します。

（参考）「課税財産」とは、消費税法別表第二（第6条関係）に掲げる財産以外の財産をいい、「非課税財産」とは、消費税法別表第二（第6条関係）に掲げる財産をいいます。また、「混在財産」とは、「課税財産」と「非課税財産」の双方を含む財産をいいます。

入札書の裏面（記載例）

持分を合計すると、「1」になるよう記載してください。

共同入札者持分内訳

1	本人	住所又は所在地	埼玉県秩父市東町〇〇－〇〇	持分 3 分の 1
		氏名又は名称	秩父 太郎	
	代理人	住所又は所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂×－〇〇	
		氏名又は名称	埼玉 太郎	
2	本人	住所又は所在地	埼玉県秩父市東町〇〇－〇〇	持分 3 分の 1
		氏名又は名称	秩父 花子	
	代理人	住所又は所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂×－〇〇	
		氏名又は名称	埼玉 太郎	
3	本人	住所又は所在地	埼玉県さいたま市大宮区桜木町〇－〇－〇	持分 3 分の 1
		氏名又は名称	大宮 五郎	
	代理人	住所又は所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂×－〇〇	
		氏名又は名称	埼玉 太郎	
4	本人	住所又は所在地		持分 分の
		氏名又は名称		
	代理人	住所又は所在地		
		氏名又は名称		

(参考書式)

委 任 状

令和 年 月 日

(宛先)

〇〇市 長

委 任 者
住 所

氏 名

電 話

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

受 任 者
住 所

氏 名

電 話

委 任 事 項

令和 7 年 1 0 月 2 3 日の公売に関する

- 1 公売保証金の納付の権限
- 2 入札書の提出の権限
- 3 公売保証金の返還に係る受領の権限
- 4 上記 1 ～ 3 に附帯する一切の権限

(記載する上での注意事項)

- 1 委任者の氏名（法人名、代表者名）、住所（所在地）を記載する。
- 2 代理人の住所、氏名を記載する。
- 3 提出時には、代理人の本人確認を行いますので、運転免許証等を持参ください。
- 4 委任の事実を確認する必要がある場合においては、本人に電話で確認する場合があります。御了承ください。

陳 述 書（個人用）

〇〇市長宛て

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☐ 私は、暴力団員等ではありません。

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☐ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

☐ 自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

区分番号		陳述書作成日		令和 年 月 日	
入札者（買受申込者）	住 所	〒 ー			
	(フリガナ)	電話番号 ()			
	氏 名				
	生年月日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 本様式は、入札者（買受申込者）が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。
- 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。
- 入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。
- 自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。
- 虚偽の陳述をした場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第189条）。

【陳述書(法人用)別紙①】

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 ー		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
2	住 所	〒 ー		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
3	住 所	〒 ー		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
4	住 所	〒 ー		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性
5	住 所	〒 ー		
	(フリガナ)			
	氏 名		役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別 ☐ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 1 入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。

【陳述書別紙②】

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

□個人	住 所	〒 —			
	(フリガナ)				
	氏 名				
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
□法人	法人所在地	〒 —			
	(フリガナ)				
	法人名称				
	役 員	別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり			

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください)。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(商業登記簿に係る登記事項証明書等)」の提出が必要です。
- 3 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 4 提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追完はできません。
- 5 入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

(別紙)

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住 所	〒 —			
	(フリガナ)				
	氏 名			役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
2	住 所	〒 —			
	(フリガナ)				
	氏 名			役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
3	住 所	〒 —			
	(フリガナ)				
	氏 名			役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
4	住 所	〒 —			
	(フリガナ)				
	氏 名			役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性
5	住 所	〒 —			
	(フリガナ)				
	氏 名			役職	
	生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 ☐ 昭和 ☐ 令和	年 月 日	性別	☐ 男性 ☐ 女性

【注意事項】

- 1 自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）」の提出が必要です。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。
- 2 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 3 役員全員（代表者を含む。）を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 4 提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追完はできません。